

「南海トラフ地震臨時情報」

の提供を開始しました

気象庁では、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表します。

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表 します	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか 調査を開始した場合 、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の 状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)	

これらの情報は、気象庁ホームページからご覧いただけます。また、臨時の情報を発表した際は、テレビ・ラジオ等で放送され、気象庁ツイッター公式アカウントからもお知らせします。

※異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

※地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。

※南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。

情報発表時の防災対応

情報が発表されたら、自治体の呼びかけに従い、巨大地震の発生に備えて以下のような防災対応をとってください

日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
 - ・家族との安否確認手段の確認
 - ・家具の固定の確認
 - ・非常持出品の確認
- など

できるだけ安全な防災行動の例

- ・高いところに物を置かない
 - ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
 - ・すぐに避難できる準備(非常持出品等)
 - ・危険なところにできるだけ近づかない
- など

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」の概要(内閣府)より

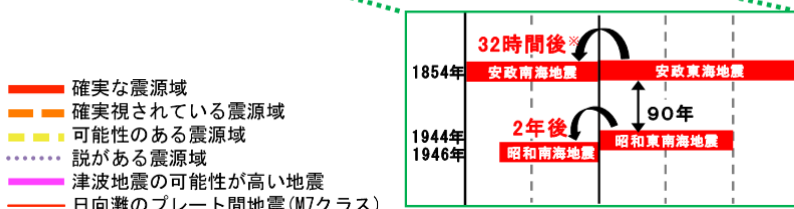
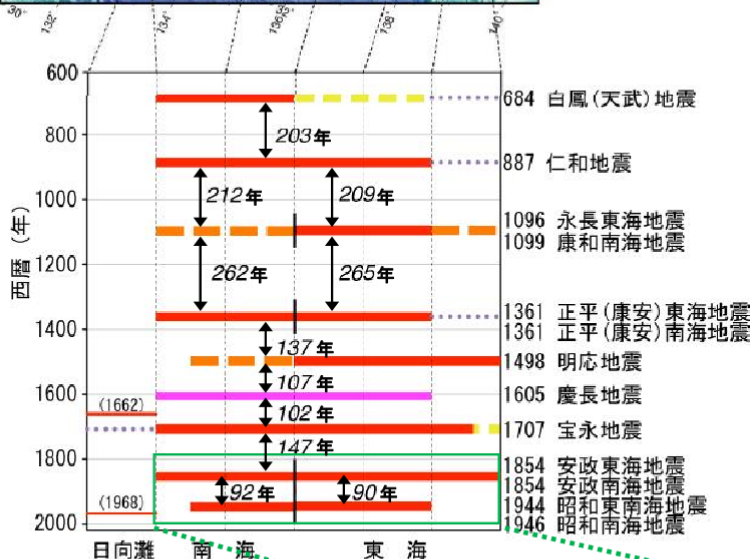
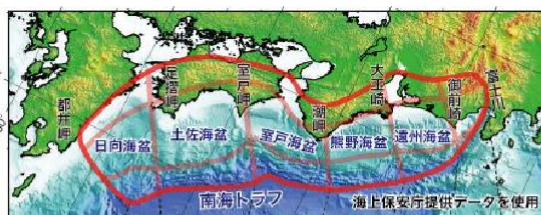
※お住まいの地域によっては、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際は避難が必要な場合があります。情報発表時に自治体からの呼びかけに従った防災対応をとってください。

南海トラフ地震とは

○南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。

○過去の事例では、南海トラフの東側で大規模地震が発生した後、約32時間後や約2年後に西側でも大規模地震が発生した事例が知られています。

○昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震発生の可能性が高まっています。



※最近の調査では、30時間後と結果も報告されている。

南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について(報告)(中央防災会議)より

気象庁ホームページ

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nteq/index.html>

○お問い合わせ先

気象庁地震火山部地震予知情報課 03-3212-8341 (内線 4566)